

滋教委高第44号
滋教委特支第8号
滋教委保第21号
令和3年(2021年)1月12日

県立学校長様

県教育委員会事務局高校教育課長
(公印省略)

県教育委員会事務局特別支援教育課長
(公印省略)

県教育委員会事務局保健体育課長
(公印省略)

県立学校の卒業式実施について

このことについて、下記の事項に留意し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な措置を講じたうえで、実施されるよう願います。

記

1 感染拡大防止の措置

- ・発熱や風邪のような症状のある児童生徒や保護者には参加をしないよう求めること。
- ・参加者への手洗いを推奨するとともに、会場でのマスクの着用を求めること。
- ・会場入り口付近等にアルコール消毒薬を設置すること。
- ・こまめな換気を実施すること。

2 卒業式実施時の工夫

- ・参加人数を抑えること。(在校生、保護者、来賓の参加人数を工夫するなど)
- ・会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること。
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること。(祝辞の割愛、式辞等の短縮、卒業証書は代表児童生徒のみに授与するなど)
- ・一斉の歌唱は、令和2年12月10日付け2文科初第1344号の通知によること。
- ・長時間にわたる予行等は取りやめ、できる限り式典のみの実施とすること。

※ 上記については、1月12日時点での判断であり、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、内容の見直しをすることもあります。